

## 国立大学法人北海道教育大学における研究費の不正使用について

### 1 不正使用が行われた制度

- (1) 事業名  
戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）
- (2) 課題名  
生産から流通・消費までのデータ連携により最適化を可能とするスマートフードチェーンの構築
- (3) 実施期間  
平成30年度～令和元年度
- (4) 配分額  
1,328,487円

### 2 不正使用が行われた年度

平成30年度

### 3 不正使用の内容

- (1) 不正使用の種類  
謝金の過大請求
- (2) 不正使用の額  
96,300円
- (3) 不正使用の経緯・概要

国立大学法人北海道教育大学は、令和元年10月に同大学の准教授による謝金の不正使用の疑いが発覚したとして、同年11月に調査委員会を設置し調査を開始しました。

同大学は、令和2年2月に全ての調査を完了し、最終報告書を生研支援センターに提出しました。

調査では、准教授が実際には事業とは関連性のない業務に従事したにもかかわらず、事業に従事したように従事記録を作成し、謝金を使用するなどしていたことが確認されました。

准教授は、事業予算を年度内に全て執行しなければならないとの思い込みから、業務従事者に指示し、実際には事業とは関連性のない業務に従事したにもかかわらず事業に従事したように従事記録を作成させ、または、実際に従事した時間よりも過大に従事したように従事記録を作成させ、謝金を不正に請求していました。

### 4 再発防止策

同大学は、以下のとおり、再発防止策を講じました。

- (1) 研究費不正使用防止に関する学長緊急声明の発出
- (2) 公的研究費の不正使用防止に関する説明会の内容充実
- (3) 学部学生・大学院生向けに研究倫理教育・コンプライアンス教育のリーフレットを作成・配付
- (4) 不正防止マニュアルに本事案の具体例、謝金業務手続きの改定内容を盛り込む
- (5) 謝金業務実施の際の財務事務担当者からの説明を全ての公的研究費を対象に行う
- (6) 誓約書の徴取、出勤簿の事務室での管理、勤務日ごとの出勤状況・成果物等の確認
- (7) 教員と担当事務が情報共有を図り、事務職員によるサポート体制を強化

## 5 応募制限等の措置

### (1) 委託研究費の返還

同大学に対し、不適正な経理処理により支払われた研究費について、加算金を課し返還を命じました。

### (2) 申請等資格制限

同大学の准教授に対し、嚴重注意を行いました。